

鹿 児 島 県 公 報

平成28年12月16日（金）第3273号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定の解除予定（2件） (森づくり推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件） (障害福祉課取扱い) 3
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（4件） (水産振興課取扱い) 4
- 口永良部地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧 (漁港漁場課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の換地計画の決定 (農地整備課取扱い) 5
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農地整備課取扱い) 5
- 道路の区域の変更（2件） (道路維持課取扱い) 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 6
- 道路の位置指定（2件） (北薩地域振興局取扱い) 6
(始良・伊佐地域振興局取扱い) 6

公 告

- 一般競争入札公告 (税務課取扱い) 7
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (商工政策課取扱い) 10

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 直接請求の連署に必要な有権者の数（※） (選挙管理委員会取扱い) 11

警 察 本 部 告 示

- 簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報 (警務課取扱い) 12

告 示

鹿児島県告示第1074号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成28年12月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
大島郡龍郷町龍郷字坂元1360番1，1360番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1075号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成28年12月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除に係る保安林の所在場所
始良市蒲生町下久徳字鍋ヶ宇都1801番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1076号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年12月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所
始良市平松字村前7675番1から7675番3まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1077号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年12月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所
始良市平松字村前7675番1から7675番3まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に

備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第1078号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年12月16日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護ステーション心	曾於市財部町南俣3565番地1	医療法人たからべ会	曾於市財部町南俣3619番地1	西郷 昌隆	平成28年10月31日	訪問介護
風の村介護センター	鹿屋市野里町2485番地	株式会社風の村	鹿屋市野里町2485番地	波江野 満	平成29年1月3日	訪問介護

鹿児島県告示第1079号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年12月16日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護ステーション心	曾於市財部町南俣3565番地1	医療法人たからべ会	曾於市財部町南俣3619番地1	西郷 昌隆	平成28年10月31日	介護予防訪問介護
風の村介護センター	鹿屋市野里町2485番地	株式会社風の村	鹿屋市野里町2485番地	波江野 満	平成29年1月3日	介護予防訪問介護

鹿児島県告示第1080号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成28年12月16日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
クローバー薬局	鹿児島市下伊敷一丁目24-6	平成28年12月1日	精神通院医療
あなたの薬局	志布志市志布志町安楽3012番地8	平成28年12月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第1081号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成28年12月16日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		

株式会社ケア クラフトマン	出水郡長島町 蔵之元3696番 地	訪問看護ステ ーション達者 の家	出水郡長島町 蔵之元3696番 地	平成28年 12月1日	精神通院医療
------------------	-------------------------	------------------------	-------------------------	----------------	--------

鹿児島県告示第1082号

阿久根市脇本9893番地 佐々木安雄及び阿久根市脇本9540番地3 梶尾豊志からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成28年12月16日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 阿久根市黒之浜区域（阿久根市大字脇本の地区）
- 2 区分 主としてごち網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第1083号

阿久根市脇本9626番地乙口 浜崎嘉太郎及び阿久根市脇本9739番地8 野村三昭からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成28年12月16日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 阿久根市黒之浜区域（阿久根市大字脇本の地区）
- 2 区分 主として磯建網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第1084号

阿久根市脇本9589番地24 跡上久及び阿久根市脇本13973番地 福浦善盛からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成28年12月16日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 阿久根市黒之浜区域（阿久根市大字脇本の地区）
- 2 区分 主として棒受網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第1085号

阿久根市折口1822番地2 江口藤義及び阿久根市折口556番地1 尾上初義からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成28年12月16日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 阿久根市折口区域（阿久根市大字折口の地区）
- 2 区分 主として棒受網漁業を営む漁業又は主としてきびなご流網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第1086号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により口永良部地区特定漁港

漁場整備事業計画（平成25年4月5日鹿児島県公報第2895号登載）を変更したいので、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

平成28年12月16日

鹿児島県知事 三反園訓

1 縦覧期間

平成28年12月16日から平成29年1月4日まで

2 縦覧場所

鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課及び熊毛支庁屋久島事務所建設課並びに屋久島町役場建設課

鹿児島県告示第1087号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）中種子地区第4換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成28年12月16日

鹿児島県知事 三反園訓

1 縦覧書類の名称

換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成28年12月19日から平成29年1月23日まで

3 縦覧場所

中種子町役場農地整備課

鹿児島県告示第1088号

土地改良事業県営老朽ため池整備（農用地保全）大川ダム地区の工事は、平成15年3月27日に完了した。

平成28年12月16日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第1089号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年12月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月16日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	58号	奄美市名瀬浦上町59番41地 先から10番5地先まで	前 後	31.3～33.7 19.9～22.2	46.9 46.9

鹿児島県告示第1090号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年12月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課に

において一般の縦覧に供する。

平成28年12月16日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島加世田線	鹿児島市下福元町字飛渡9812番1地先から同市下福元町字半胴谷11201番1地先まで	前	15.2～47.8	229.0
			後	15.2～40.0	229.0
		鹿児島市下福元町字朝鮮谷11139番1地先から同市下福元町字黄和田9805番3地先まで	前	9.4～65.6	373.4
			後	14.8～65.6	388.0

鹿児島県告示第1091号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年12月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月16日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿児島加世田線	鹿児島市下福元町字飛渡9812番1地先から同市下福元町字半胴谷11201番1地先まで	平成28年 12月16日
		鹿児島市下福元町字朝鮮谷11139番1地先から同市下福元町字黄和田9805番3地先まで	

北薩地域振興局告示第27号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成28年12月16日

北薩地域振興局長 中堂蘭哲郎

指定の年月日	申請者の住所及び氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成28年 11月25日	神奈川県秦野市北矢名666番地の230 平田由美子	薩摩郡さつま町虎居字堂ノ前2713番2, 2714番3, 2714番6, 2714番9, 2714番10, 2728番1, 2729番3, 2729番4及び 2729番7	75.20	4.00～5.00

始良・伊佐地域振興局告示第32号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成28年12月16日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成28年 12月6日	始良市平松7229番地1 有限会社始良土地開発 代表取締役 町田周二	始良市西餅田字下中重 3822番5	45.78	4.00 6.00

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、特定役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成28年12月16日

鹿児島県知事 三反園訓

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

電子計算機サービス及び関連のサービス（税務総合システムサーバ機器等保守業務）一式

(2) 調達をする特定役務の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成29年2月1日から平成30年1月31日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 要求仕様書に基づく維持管理体制証明書を平成29年1月24日午後5時までに4の(2)の場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。

また、提出した維持管理体制証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年

法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成28年12月16日から同月27日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県総務部税務課税務電算係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成29年1月26日午後1時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年1月26日午後2時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎11階）11-農-2

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。
(イ) 交付期限 平成29年1月24日午後5時

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提

出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金
免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
(4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県総務部税務課税務電算係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2204
ファックス番号 099-286-5514

13 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE SERVICES TO BE REQUIRED:
Computer and related services Consignment for the Maintenance of the Integrated Tax System Server 1set
(2) FULFILLMENT PERIOD:
From 1 February 2017 through 31 January 2018
(3) FULFILLMENT PLACE:
Specified in the bid explanation form
(4) TIME LIMIT FOR TENDER:
1:00 p.m. 26 January 2017
(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Taxation Division
General Affairs Department
Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-2204
FAX 099-286-5514

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により始良市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成28年12月16日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成28年12月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン始良
始良市西餅田下深田264番地1 外
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成28年7月22日
- 3 意見の概要
 - (1) 交通関係について
 - ア 従業員や店舗利用者へ、バスやJRなどの公共交通機関の利用を促すよう努めること。
 - イ 工事中、増床後、店舗出入口をはじめとして周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保のため、交通安全誘導員（警備員）等を各箇所に配置するなど、交通安全対策に万全を期すとともに、良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずるよう努めること。
 - ウ 工事中、増床後、店舗出入口をはじめとして周辺通学路を通行する児童・生徒等の登下校時の交通安全の確保のため、交通安全誘導員（警備員）等を各箇所に配置し、交通安全対策に万全を期すとともに、通学路に関係ある小・中学校と定期的な連携をとり、十分な対策を講ずるよう努めること。交通安全対策に係る計画に変更がある場合は、速やかに、通学路に関係ある小・中学校に変更の旨を連絡すること。
 - エ 渋滞解消のため、店舗駐車場及び店舗外駐車場への誘導案内板の設置や、入庫待ち車両等により公道が渋滞しないように、交通安全対策に万全を期すとともに、十分な対策と状況に応じた適正な対応を講ずること。
 - オ 交通事故の防止及び渋滞緩和のため、駐車場出入口や駐車場内（店舗外駐車場を含む。）の各箇所に、交通安全カメラを設置するなどして、交通事故や違法駐車車両をなくすよう各種交通安全対策に努めること。
 - カ 増床後の対策について
オープン時期、お盆、正月、連休等、来店者による交通量が増加する特異日において周辺地域への影響対策を行う場合には、交通管理者、道路管理者等と連携を図り、周辺事業所等に対し周知徹底を行う等適切な対応を行うこと。
 - (2) 駐車・駐輪場について
 - ア 路外駐車場の設置にあたっては、駐車場法第11条及び第12条に該当する場合は必要な手続きを行うこと。
 - イ 駐輪場には、施錠バーを設置するなど盗難防止対策に努めること。
 - ウ 駐輪場は、防護柵、車止め等を設置するなど、自動車の駐車区画と明確に区分して利用者の安全性の確保を図ること。
 - エ 利用車両が収容できない場合は、別途確保すること。
 - (3) 建物について
 - ア 屋外広告物を設置する場合には、鹿児島県屋外広告物条例に基づき、市都市計画課において屋外広告物許可申請の手続きが必要となる場合があるため、計画図等を持参のうえ、事前に相談すること（既存店舗の除却の際の屋外広告物の撤去も含む。）。

- イ 建築行為を行う際は、建築基準法及び建築基準関係規定を遵守すること。
- (4) 環境保全（騒音・廃棄物等）について
- ア 当該店舗及びその周辺は近隣商業地域、商業地域、第1種低層住居専用地域及び第1種住居地域であるため、建物南側の設備機器及び来客車両走行音の騒音レベルが高い箇所においては、近隣住民等の良好な生活環境を保持するために状況に応じた十分な対策を講じること。
- イ 一般廃棄物と産業廃棄物の区分、分別の徹底を行い、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬、処分を委託する場合は、それぞれの収集運搬業、処分業の許可を取得しているか、また、委託する廃棄物が事業範囲に含まれているかを確認のうえ委託すること。
- ウ 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する場合には、一般廃棄物の減量に関する計画を作成すること。
- エ 一般廃棄物処理について、生ごみのリサイクル化を図り焼却ごみ減量に努めること。また、廃棄物調査等を行い実態を把握し、焼却ごみ減量に向けた対策を講じるよう努めること。
- オ その他、環境保全関連法令や始良市条例を遵守し、施設及び周辺地域の環境保全に努めること。
- (5) その他
- ア 1,000㎡以上の土地の区画形質の変更を行う場合には、土地利用協議が必要となる場合があるため、計画図を持参のうえ、市都市計画課に事前に相談すること。
- イ 所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物その他資材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、工事中においても防災対策等を含めた良好な生活環境の保持に関する十分な対策、及び安全確保のために必要な措置を講ずること。
- ウ 緊急車両等が安全かつ円滑に進入できるように、駐車場等案内表示を分かりやすく表示するよう努めること。また、緊急時の初期対応マニュアル整備とその訓練を定期的実施すること。
- エ 増床後において、近隣住民の生活環境の保持を阻害するような事象が発生した場合には、本市及び関係機関等に速やかに報告し、必要な協議を行ったうえで対策を講じること。また、本市から協議を求められた場合においてはこれに速やかに応じること。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、平成28年9月20日鹿児島県選挙管理委員会告示第50号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

平成28年12月16日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

左 欄	右 欄
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	27,790
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超	273,682

える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区 150,451
	鹿屋市・垂水市区 32,933
	枕崎市区 6,321
	阿久根市・出水郡区 9,226
	出水市区 14,990
	指宿市区 12,000
	西之表市・熊毛郡区 12,024
	薩摩川内市区 26,727
	日置市区 13,889
	曾於市区 10,875
	霧島市・始良郡区 37,315
	いちき串木野市区 8,184
	南さつま市区 10,134
	志布志市・曾於郡区 12,877
	奄美市区 13,845
	南九州市区 10,476
	伊佐市区 7,810
始良市区 21,079	
薩摩郡区 6,363	
肝属郡区 11,160	
大島郡区 17,361	
	273,682
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	
地方自治法第86条第1項に基づく副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	

警 察 本 部 告 示

鹿児島県警察本部告示第3号

鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条第1項の規定により、簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報を次のように定めた。

平成28年12月16日

鹿児島県警察本部長 河野真

開示申出をすることができる個人情報の内容		開示申出をすることができる期間	開示申出をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容		
鹿児島県警察官（航空操縦士）採用試験	総合得点，総合順位及び種目別得点	合格発表の日から起算して1月間	鹿児島県警察本部